千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想　新旧対照表（案）

資料３－３

・法　「農業経営基盤強化促進法」（昭和 55 年法律第 65 号）

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想	農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想	
平成２６年９月	令和５年　月	
千葉市	千葉市	
目　　次	目　　次	
Ⅰ　千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の趣旨	Ⅰ　千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の趣旨	
1　基本構想策定の目的	1　基本構想策定の目的	
2　基本構想の策定方法、基本構想の策定体制	2　基本構想の策定方法及び策定体制	
Ⅱ　基本構想の内容	Ⅱ　基本構想の内容	
第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標	第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標	法第６条第２項第１号
1　農業経営基盤の強化の基本的な推進方向	1　農業経営基盤の強化の基本的な推進方向	
2　効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向	2　効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向	
3　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標	3　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標	
4　優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向	4　優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向	
5　効率的かつ安定的な農業経営体・兼業農家・高齢農家等の役割分担の誘導方向	＜削除＞	第４に統合・整理
6　効率的かつ安定的な農業経営体育成の推進体制	＜削除＞	第４に統合・整理
第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	法第６条第２項第２号
第３　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	第３　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	法第６条第２項第３号
＜新設＞	第４　農業を担う者の確保及び育成に関する事項	法第６条第２項第４号
	1　農業を担う者の確保及び育成の考え方	
	2　市町村内の関係機関との役割分担・連携の考え方	
	3　市町村が主体的に行う就農等促進のための取組	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
	4　就農等希望者の受入から定着に向けたサポートの考え方・取組	
第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	法第６条第２項第５号
１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
２　その他農用地の利用関係の改善に関する事項	２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項	第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項	法第６条第２項第６号
１　利用権設定等促進事業に関する事項	１　第１８条第１項の協議の場の設置の方法、第１８条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項	
２　農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
３　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項		
４　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	３　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
５　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項		
６　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	４　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
７　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項		
第６　農地利用集積円滑化事業に関する事項	＜削除＞	事業廃止により削除
１　農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項		
２　農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準		
３　その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項		
第７　その他	第７　その他	
別紙１（第５の１（１）⑥関係）	＜削除＞	事業廃止により削除
別紙２（第５の１（２）関係）	＜削除＞	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
別紙３（第５の１（１）④関係）	＜削除＞	
Ⅰ　千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の趣旨	Ⅰ　千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の趣旨	千葉市農業基本計画を参考に修正
１　基本構想策定の目的	１　基本構想策定の目的	
本市農業は、市街地の後背部に広大な優良農地を有し、水田を中心とした土地基盤整備をはじめ生産施設や機械等の近代化など生産基盤の強化を図るとともに、新技術の導入や大消費地に隣接する恵まれた立地条件を生かし、「新鮮で安全　　な農畜産物を安定的に供給する」という農業の持つ最も重要な機能を果たしており、県下でも有数の農業産出額を誇っている。	本市農業は、市街地の後背部に広大な優良農地を有し、水田を中心とした土地基盤整備をはじめ生産施設や機械等の近代化など生産基盤の強化を図るとともに、	
しかし、近年の農畜産物の輸入自由化をはじめ	大消費地に近接する恵まれた立地条件を生かし、「新鮮で安全安心な農畜産物を安定的に供給する」という　　本来的な機能を果たしており、県下でも有数の農業産出額を誇っている。	
農業従事者の高齢化などに対応し、内外価格差の縮小　　や環境保全に配慮した生産性の高い農業構造への抜本的改革など、解決しなければならない多くの課題を抱えている。	しかし、近年の経済のグローバル化やデジタル社会の進展、国内外における環境への関心の高まりなど、農業を取り巻く環境は日々変化をしており、農業経営者の減少と高齢化が進展する中、将来の担い手の確保・育成や環境　　に配慮した生産性の高い農業構造への抜本的改革など、解決しなければならない多くの課題を抱えている。	
また、市民生活の変化による食生活の多様化が進み、農畜産物に対する安全志向が次第に高まっていることや農業の持つ豊かな自然環境や景観の維持、保全など、快適な市民生活を維持するための多面的機能に大きな期待が寄せられている。	また、市民生活の変化による食生活の多様化が進み、農畜産物に対する安全志向が高まっていることや農業の持つ豊かな自然環境や景観の維持、保全など、快適な市民生活を維持するための多様な機能に大きな期待が寄せられている。	
このような状況を踏まえ、本市の立地条件を生かしながら経済、社会情勢の変化に対応しうる生産機能と多面的機能のバランスある発展を目指し、効率的かつ安定的な農業経営の目標を定め「産業として自立できる農業の確立」を推進するため、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）第５条の規定により定められた県基本方針に即し、同法第６条の規定により地域の実情を踏まえた基本構想を策定するものである。	このような状況を踏まえ、本市の立地条件を生かしながら社会経済情勢　の変化に対応しうる生産機能と多様な機能のバランスある発展を目指し、効率的かつ安定的な農業経営の目標を定め「産業として自立できる農業の確立」を推進するため、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）第５条の規定により定められた県基本方針に即し、同法第６条の規定により地域の実情を踏まえた基本構想を策定するものである。	
２　基本構想の策定方法	２　基本構想の策定方法及び策定体制	
本基本構想の策定に当たっては、農業団体・農業関係機関等の代表者により構成された「千葉市農政推進協議会」を審議機関として協議し、千葉市農業基本計画その他の計画等との整合を図りつつ策定した。	本基本構想の策定に当たっては、農業団体・農業関係機関等の代表者により構成された「千葉市農政推進協議会」を審議機関として審議し、千葉市農業基本計画その他の計画等との整合を図りつつ策定した。	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
なお、策定のフローは次の通りである。 基本構想の策定体制 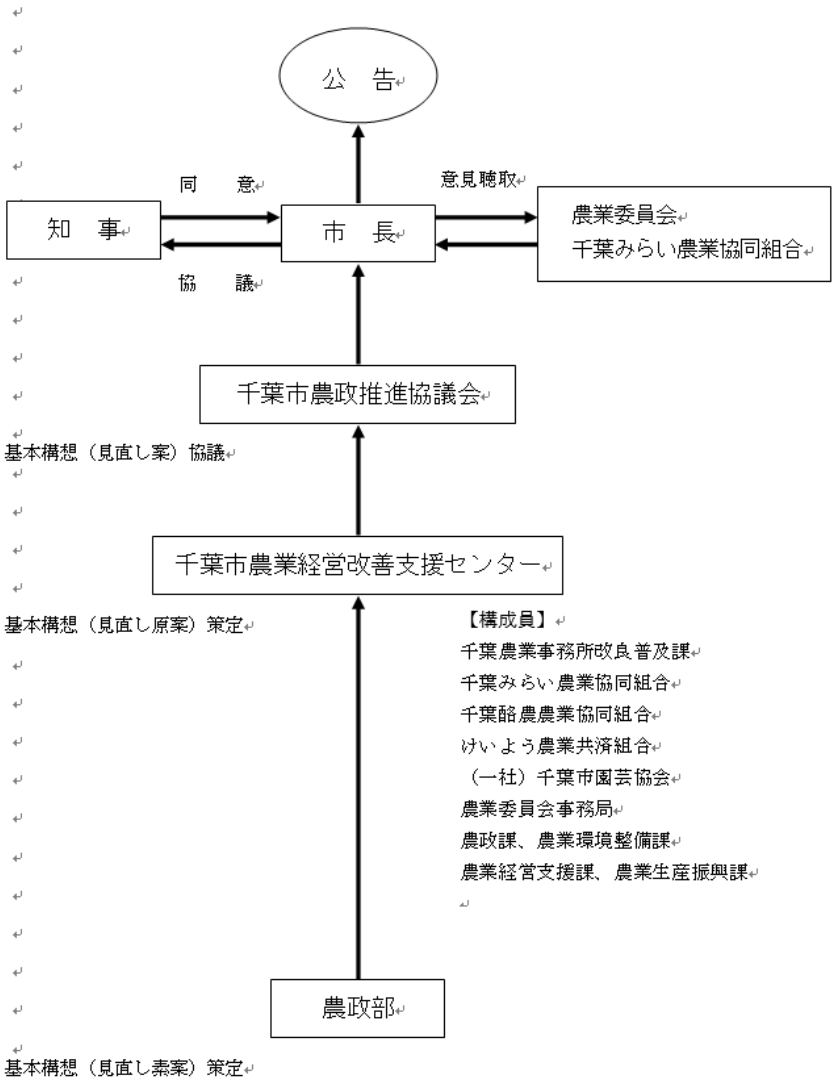 	なお、策定のフローは次の通りである。 基本構想の策定体制 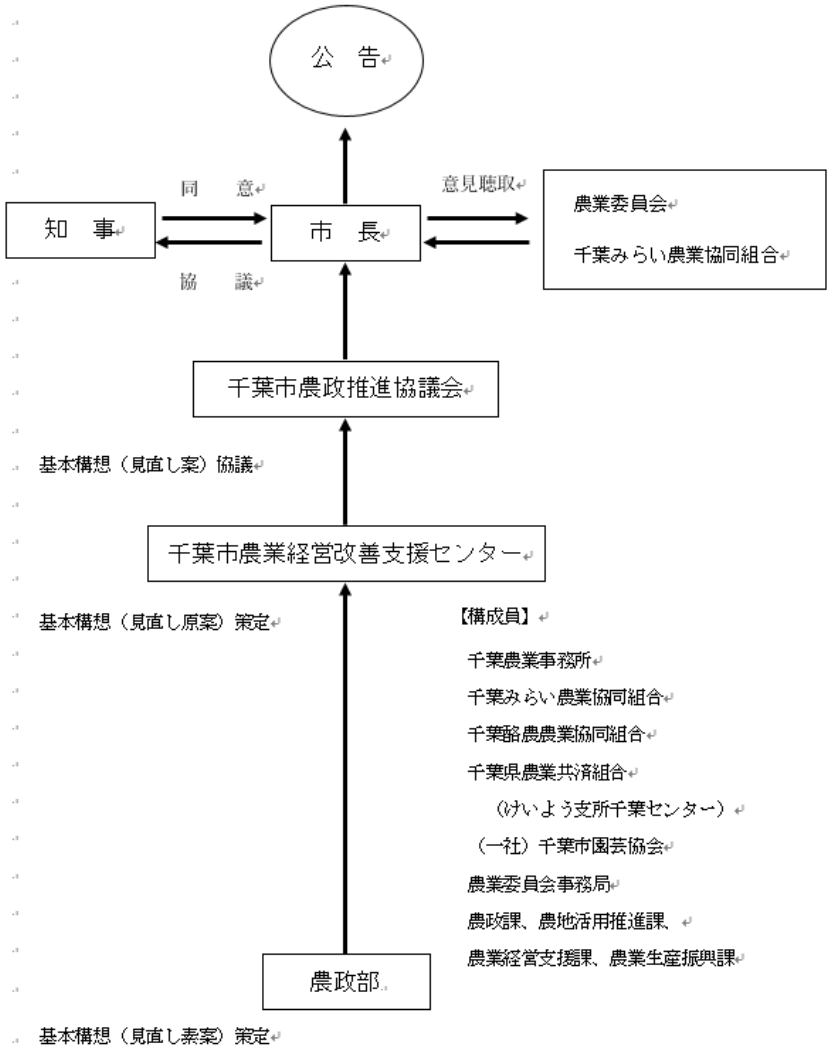 	構成員の名称を修正

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
Ⅱ 基本構想の内容 第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標 １　農業経営基盤の強化の基本的な推進方向 （１）農業の現状 千葉市は、　都心から　５０km 圏内でほぼ県中央部に位置しており、西南部は海岸線に臨んで市街地を形成し、東部・東南部には平坦な丘陵台地が連なる農業地帯となっている。 農家数・　経営耕地　面積は減少が進んでいるが、近年減少幅は鈍化している。 経営耕地は、畑地が約６０％を占める畑作中心であり、野菜をはじめ、米、花き、畜産など多様な農業生産が行われている。 （２）農業の課題と展望 本市農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化・担い手の不足、耕作放棄地の増加など大変厳しい状況にあり、また、野菜や米などの価格が低迷するなかで、原油や穀物の高騰による、燃料や飼料・肥料などの生産資材価格も上昇し、農業経営に深刻な影響を与えており、対応が急務となっている。 一方では、新鮮で安全安心な農畜産物や農業の持つ多面的機能への関心が高まり、また、農村の持つ豊かな自然に「やすらぎ」や「うるおい」を求める人々が増えている。 将来にわたり、農業・農村を維持発展していくことにより、市民に新鮮で安全安心な農畜産物を安定供給するとともに、「やすらぎ」や「うるおい」などの多面的機能を十分発揮し、市民に良好な生活環境を提供するなど、「千葉市農業基本計画」と整合をとりながら、様々な施策を展開し、本市農業の振興を図っていく。 また、集落・地域での話し合いに基づく「人・農地プラン」の作成・実行により、農地集積や新規就農・経営継承を促し、農業の体質強化を図るとともに、農家所得の向上を図るため、農業者が生産・加工・販売まで一体的に行う６次産業化の取組みを推進する。	Ⅱ 基本構想の内容 第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標 １　農業経営基盤の強化の基本的な推進方向 （１）農業の現状 本市は、東京湾の湾奥部に面し、千葉県のほぼ中央部、東京都心から約４０km に位置しており、西南部は海岸線に臨んで市街地を形成し、東部・東南部には平坦な丘陵台地が連なる農業地帯となっている。 農業生産の基盤となる、農業経営体数は減少が進んでいる一方、経営耕地の面積は増加傾向にある。 経営耕地は、畑地が約６０％を占める畑作中心であり、野菜をはじめ、米、花き、畜産など多様な農業生産が行われている。 （２）農業の課題 ア　農業構造の強化に向けた対応 ２０２０年農林業センサスの結果によれば、本市の農業経営体数は、２０１５年の１，１２４経営体から２０２０年は９１１経営体と直近の５年間で約２０％減少しており、減少傾向に歯止めがかからない状況である。また、基幹的農業従事者についても２０１５年の１，５９５人から２０２０年には１，２６２人と減少傾向にあり、その内６５歳以上が占める割合は６３．６％から７１．３％に増加している。このような農業経営体の減少と高齢化が進展する状況にあって、優良農地の確保や荒廃農地の発生防止・解消、さらには自然環境や国土の保全、水源のかん養などの農業・農村が持つ多様な機能の持続的な発揮のために、地域農業の中心となる意欲ある担い手の確保・育成を進め、農業構造の強化を図ることが必要である。 イ　農業経営の持続性確保に向けた対応 ２０２０年農林業センサスの結果によれば、全国的に農業経営体数は減少しているが、農産物販売金額規模が３，０００万円以上の層では増加していることが明らかになっている。本市においても経営耕地面積を広げ、販売金額を拡大する農業経	千葉市農業基本計画を参考に修正

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
	営体では減少幅が少なく、または増加傾向にある。 　販売金額の多寡によって農業経営の持続性に差が生じている状況であることから、近年技術の進展が著しいスマート農業技術等の活用や生産した農産物の高付加価値化等により、生産力・販売力の強化を図り、農業経営の持続性を確保する必要がある。 ウ　人口減少や高齢化の進展による集落機能の低下への対応 　農村は、農業の本来的機能である食料供給に加え、景観や自然環境の保全等の多様な機能を有しており、市民にゆとりや憩い、潤いをもたらしている。 　しかしながら、人口減少や高齢化の進展により、生産活動や集落としての機能が低下し、荒廃農地や有害鳥獣等による農作物への被害が拡大しているため、都市と農村の交流や地域の活動に対する支援を通じて、農村の活性化を図っていくことが必要である。 エ　スマート農業技術の活用に向けた対応 　人口減少社会において、産業競争力の強化や地域社会の活力低下が懸念されており、デジタル技術の活用による変革は重要な課題となっている。 　農業分野においても、導入によって農作業の省力化や生産スキルの継承、収量の平準化が期待できるスマート農業技術を活用することが効果的であり、普及に向けた支援を進めることが必要である。 オ　自然災害や家畜伝染病への対応 　地球温暖化などをはじめとする気候変動の影響による記録的な大雨や台風等の自然災害は、農業の持続性を脅かす重大なリスクとなっている。 　令和元年９月９日に本市付近に上陸した台風１５号の影響で、県内では最大約６４万軒（市内最大約１０万軒）が停電したほか、本市では最大瞬間風速が観測史上第１位となる５７．５ｍを記録し、倒木による長期間の停電の発生や断水、通信	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
	障害など、市民生活や産業活動の多方面に大きな被害が生じる災害となった。 　今後も、気候変動による自然災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、災害に備えたＢＣＰの推進や被害状況把握体制の整備等の被害を最小限にとどめるための取組を進める必要がある。 　また、近年、千葉県内では高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生し、関東近県では豚熱が発生する等、本市農業の特徴でもある畜産業への影響が懸念される状況であり、家畜伝染病予防に向けた支援を継続的に行う必要がある。 カ　持続可能な食料システムの構築に向けた対応 　２０１５年に、温室効果ガス削減に関する国際的な協定である「パリ協定」が採択されて以降、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策の推進に対する関心は世界的に高まっている。 　農林水産分野においても、令和３年５月、国は「みどりの食料システム戦略」を新たに策定し、持続可能な食料システムの構築に向けて、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進することを示しており、本市の生産現場においても、環境負荷低減等の取組に向けて動き出すことにより、国の農政関連の支援を効果的に活用することが必要である。 （３）本市農政の施策展開の方向性 ア　農業者と農地等の生産基盤に関する施策展開の方向性 　農業の担い手を確保・育成し、農業の持続性を確保する本市農業者の減少に歯止めをかけ、青年農業者を確保することは、本市農業の持続性を高めていくために、最も効果的と言える。また、本市農業は、首都圏や地元千葉市といった大消費地に出荷しやすい環境にあることに加えて、優良な農地を有していることから、法人の農業分野への参入が相次いでおり、この動きをさらに促進させていく必要がある。	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
	そのため、青年農業者や法人等、新たな担い手の確保や地域の中心的な経営体の育成を目指すとともに、後継者対策等の家族農業経営の支援を行い、農業の担い手の確保・育成を目指す。併せて、担い手が効率的な経営を行うことができるよう、「地域計画」を策定し、将来の地域の農地利用の姿を明確にするとともに、農地中間管理事業等の活用により農地の流動化を促進する。 イ　作る技術と売る技術に関する施策展開の方向性 生産力や販売力を強化し、農業を成長産業化させる技術の進展が著しいスマート農業技術等の活用や生産した農産物の高付加価値化等により、生産力・販売力の強化を図り、農業経営体の持続性を確保することで、農業経営体の減少をくい止める必要がある。 そのため、スマート農業技術等の活用支援や環境負荷軽減に資する農業技術の振興、農業者の技術力の向上、農作物の高付加価値化と販売・ＰＲ力の強化等を行い、農業の成長産業化を図る。 ウ　農林業が市民生活に与えるめぐみに関する施策展開の方向性 農と森林が持つ多様な機能を保全、活用し、市民に憩いや潤いを与える市民に身近な市街地　で農業が営まれるとともに、豊かな農村・森林を有するという本市の特徴を踏まえ、本市の農業・農村と森林が持つ多様な機能の維持増進と積極的な活用を図り、市民の潤い創出や交流人口の増加など、様々な効果を発揮することを目指す。	
2　効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向 （１）農業構造の動向と今後の見通し 本市農業は、約２，１５６ヘクタールの経営耕地面積を有し、うち畑が約６０％を占めており、農業産出額は県下でも上位に位置している。しかしながら農業構造を見ると、農家戸数は年々減少しており、２，６３８戸（農家率約０．７％）で、主たる	＜削除＞	第１－１（２）に統合しているため削除

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
農業従事者の約６０％が６５歳以上と高齢化が進み、また後継者不足も恒常的となっている。 　このような状況のなかで、今後農業振興を推進するには、土地利用型農家と生産性の高い集約型・複合型農家を育成し、農業経営の安定を図らなければならない。		
（２）効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標 　次代を担う若い世代に引き継げる魅力ある農業を確立するためには、規模拡大や農地の集団化、施設整備、雇用労働力の確保、労働条件の改善等を自主的かつ計画的に進め、他産業従事者と遜色のない水準の労働時間と生涯所得を将来（概ね１０年後）の目標とした、経営感覚に優れた経営体を地域の実情に応じて育成しなければならない。 　具体的には、年間農業所得、年間労働時間等の目標を概ね次のとおりとし、さらに定期休暇の取得が可能となる優れた農業経営体の育成を図る。 ☆年間農業所得　・・・・・１経営体当たり５５０万円程度 ☆年間労働時間　・・・・・　主たる農業従事者１人当たり１,８００～２,０００時間	（１）効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標 　次代を担う若い世代に引き継げる魅力ある農業を確立するためには、地域の中心となる経営体の規模拡大や意欲ある担い手への農地の集積・集約化、施設整備、雇用労働力の確保、労働条件の改善等を自主的かつ計画的に進め、他産業従事者と遜色のない水準の労働時間と生涯所得を将来（概ね１０年後）の目標とした、経営感覚に優れた経営体を地域の実情に応じて育成しなければならない。 　具体的には、年間農業所得、年間労働時間等の目標を概ね次のとおりとし、さらに定期休暇の取得が可能となる優れた農業経営体の育成を図る。 ☆年間農業所得　・・・・・主たる従事者１人当たり５２０万円程度 ☆年間労働時間　・・・・・　主たる従事者１人当たり１,８００～２,０００時間程度 （注）「主たる従事者」：農業経営において主体的な役割を担う者 （例）法人経営における経営者・役員等、家族経営における世帯主	
（３）効率的かつ安定的な農業経営体の育成方向 　効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者に対し、農業経営改善計画の認定及び、認定後の計画達成のための各種支援策を講じて、経営感覚に優れた経営体を育成する。 　経営感覚に優れた企業的な経営を実現するために、農畜産物をつくるだけの「生産者」から農業経営をマネージメントする「経営者」への意識改革を推進する。 　「職業として魅力ある農業経営」を目指すため、一戸一法人、組織の法人化等経営の法人化への誘導を図る。 ア　個別経営体の育成方向 （ア）土地利用型農家の育成 ａ　水田を中心とした規模拡大農家 　販売農家における１戸当たりの水田の経営耕地面積は平均５８アールで、飯米	（２）効率的かつ安定的な農業経営体の育成方向 　効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者に対し、農業経営改善計画の認定及び、認定後の計画達成のための各種支援策を講じて、経営感覚に優れた経営体を育成する。 　経営感覚に優れた企業的な経営を実現するために、農畜産物をつくるだけの「生産者」から農業経営をマネージメントする「経営者」への意識改革を推進する。 　「職業として魅力ある農業経営」を目指すため、一戸一法人、組織の法人化等経営の法人化への誘導を図る。 ア　個別経営体の育成方向 （ア）土地利用型農家の育成 ａ　水田を中心とした規模拡大農家 　販売農家における１戸当たりの水田の経営耕地面積は平均１５５アールで、小規	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
農家が大半を占めており、農業機械への投資が過剰傾向にある。 そこで、地域において機械・施設の導入や農地の集約を進めて、低コスト稲作経営の推進を図るとともに、本市にあった水稲中心の経営による土地利用型農家の育成に努める。 b　畑作を中心とした規模拡大農家 農地の利用集積については、親類縁者による貸借が多く集団的集積が図られておらず、農業機械の効率的な活用がなされていないのが現状である。 これらを積極的に推進するためには、農地中間管理機構・農地利用集積円滑化団体が農地の利用調整を行い農地の集積・集団化を推進するとともに、土地利用型農家の育成に努める。 （イ）集約型・複合型農家の育成 首都圏への農畜産物の供給基地という恵まれた立地条件を生かし、先端技術や設備の導入と雇用労働力の確保による集約化を進め、周年安定生産体系の確保を図る。 また、他部門との組み合わせによる経営の複合化や、６次産業化の推進等、地域の特色を生かし経営する農家の育成に努める。 （ウ）個別経営体の法人化への誘導策 a　機械・施設の装備を充実した省力化 近代的な機械施設等により省力化を図るための制度資金等による支援 b　定期的な研修による栽培技術の向上 農業事務所等関係機関の協力を得た技術研修等による技術向上 c　経営管理の向上 家計と経営の分離、パソコン等を使用した複式簿記による管理能力の向上 d　定期的な休日の実施 他産業並の充実 e　給与制の実施 月給制の実施による企業的な経営の実現	模農家が大半を占めており、農業機械への投資が過剰傾向にある。 そこで、地域において機械・施設の導入や農地の集約を進めて、低コスト稲作経営の推進を図るとともに、本市にあった水稲中心の経営による土地利用型農家の育成に努める。 b　畑作を中心とした規模拡大農家 農地の利用集積については、親類縁者による貸借が多く集団的集積が図られておらず、農業機械の効率的な活用がなされていないのが現状である。 これらを積極的に推進するためには、農地中間管理事業や農地銀行制度の活用により農地の利用調整を行い、農地の集積・集約化を促進するとともに、土地利用型農家の育成に努める。 （イ）集約型・複合型農家の育成 首都圏への農畜産物の供給基地という恵まれた立地条件を生かし、先端技術や設備の導入と雇用労働力の確保による集約化を進め、周年安定生産体系の確保を図る。 また、他部門との組み合わせによる経営の複合化や、６次産業化の推進等、地域の特色を生かし経営する農家の育成に努める。 （ウ）個別経営体の法人化への誘導策 a　スマート農業技術を活用した省力化 スマート農業技術等により省力化を図るための制度資金等による支援 b　定期的な研修による栽培技術の向上 農業事務所等関係機関の協力を得た技術研修等による技術向上 c　経営管理の向上 家計と経営の分離、パソコン等を使用した複式簿記による管理能力の向上 d　定期的な休日の実施 他産業並の充実 e　給与制の実施 月給制の実施による企業的な経営の実現	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
f　家族経営協定の締結 家族経営協定の締結により役割分担を明確化し、女性の地位の向上と男女共同参画社会を実現 g　雇用労働力の確保 農業版ハローワーク事業による支援 イ　組織経営体の育成方向 （ア）農作業受託組織 若葉　・緑区を中心に農作業受託組織としてライスセンター等が１４か所設置され、平成２４年度の各ライスセンター全体の受託面積は、約２１１．８ヘクタールとなっている。これは水田作付面積７４４ヘクタールの２８．５％を占め、市内の稲作農家の大半を占める飯米農家にとっては、必要不可欠な存在となっている。また、野菜中心農家にとってもこの農作業受託組織は、労働力集中を解消することからも重要な役割を担っている。 今後、集落を単位とする経営体として組織の育成と、体質強化のための広域化等を推進する。 （イ）農業生産組織 現状の生産組織は共同利用組織等が主であるが、個別経営体の生産過程における補強・補完的な組織であり、このような組織形態では、当面の地域農業を維持していくことはできても、将来的に地域農業を担っていくことは困難である。 そこで既存の組織を中心とした、組織の合理化、効率化、農業従事の態様の改善等を進め、組織の経営基盤・体質の強化を推進する。 （ウ）組織経営体の法人化への育成・誘導策 a　経営基盤の確立 b　水稲専作経営から農閑期を活用した畑作農作業の受託 c　法人化により後継者及び新規就農者等を育成 d　その他個別経営体の誘導策に準ずる （４）効率的かつ安定的な農業経営体の育成に関する支援の方向	f　家族経営協定の締結 家族経営協定の締結により役割分担を明確化し、女性の地位の向上と男女共同参画社会を実現 g　雇用労働力の確保 農業労働力確保支援事業による支援 イ　組織経営体の育成方向 （ア）農作業受託組織 若葉区・緑区を中心に農作業受託組織としてライスセンター等が１２か所設置され、令和　４年度の各ライスセンター全体の受託面積は、約２５２．４ヘクタールとなっている。これは水田作付面積６３５ヘクタールの３９．７％を占め、市内の稲作農家の大半を占める飯米農家にとっては、必要不可欠な存在となっている。また、野菜中心農家にとってもこの農作業受託組織は、労働力集中を解消することからも重要な役割を担っている。 今後、集落を単位とする経営体として組織の育成と、体質強化のための広域化等を推進する。 （イ）農業生産組織 現状の生産組織は共同利用組織等が主であるが、個別経営体の生産過程における補強・補完的な組織であり、このような組織形態では、当面の地域農業を維持していくことはできても、将来的に地域農業を担っていくことは困難である。 そこで既存の組織を中心とした、組織の合理化・効率化、農業従事の態様の改善等を進め、組織の経営基盤・体質の強化を推進する。 （ウ）組織経営体の法人化への育成・誘導策 a　経営基盤の確立 b　水稲専作経営から農閑期を活用した畑作農作業の受託 c　法人化により後継者及び新規就農者等を育成 d　その他個別経営体の誘導策に準ずる ＜削除＞	①ライスセンター数（農政センター調べ） ②ライスセンターの受託面積（農政センター調べ） ③水田作付面積（R4 年度作物統計（農林水産省）） 第 4 に統合・整理

現　行	変更後	根拠／変更経緯など

ア　農地の流動化に係わる支援

本市の利用権設定等による農地の流動化は、親類縁者による農地の賃借が多く、また経営面積の拡大を中心に推進してきたため、借り入れた農地が分散されているケースが多く、機械の効率的利用による省力化の効果が十分に発揮されていない。

今後は単なる規模拡大ではなく、賃貸借期間の長期化や農地の集団化を推進するため、農地の所有と利用の分離を促進しなければならない。

（ア）利用権設定等の推進

農地の有効利用と地域農業の担い手を確保・育成するため、農業委員等により、農地の貸し手、借り手の掘り起こし活動や啓発を進めるとともに、土地利用型大規模経営農家等の効率的かつ安定的な農業経営体の実現を図るため、次の施策を展開する。

a	認定農業者・新規就農者との設定推進	認定農業者・新規就農者と賃借権を設定した事業の貸し手・借り手に推進費を交付する。
b	地域の担い手となる農業者との設定推進	地域の担い手となる農業者と賃借権を設定した事業の借り手に対し推進費を交付する。
c	再設定推進	再設定の際、新規設定時の要件を継続している事業の借り手に対し推進費を交付する。

（イ）農作業受委託の推進

農地の有効利用を促進するため、地域営農集団・受託者組織の育成を推進し、安定的な収入の確保及び地域経済の活性化・地域農業後継者の確保を図る。

また、ライスセンターの強化による農作業受託を推進するため、千葉市米麦管理組合連絡会議を通じて、指導、育成等、連絡調整を行う。

イ　資金融資に係わる支援

農業制度資金の効率的活用を推進し、経営改善の支援を図るため、農業協同組合等民間金融機関の融資する資金により施設等の整備を行う際に、農業者の負担を軽減するため利子補給を実施する。

ウ　雇用労働力の確保に係わる支援

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
労働力を確保するため、農家で働いてみたい市民と、働く人を求めている農家に対して、情報交換の手助けとなる農業版ハローワーク事業に、農業ボランティア制度を導入し、実施する。 エ　農業経営体間の連携に係わる支援 都市化の進展に伴う地域住民との係わりを良好に保ち、農業経営を継続するためには、家畜糞尿の適正な管理と利用を促進する必要がある。これらを踏まえ、畜産農家が個々に整備した施設から生産される堆肥の有効利用を推進するため、耕種農家に対し家畜堆肥の情報を提供する。 オ　農業経営体の資質の向上に係わる支援 国際化時代に対応できる企業的感覚とベンチャーマインドにあふれた人材の育成と、地域農業リーダーを育成するため、関係機関との連携により、異業種間交流、農業簿記研修、パソコンによる経営管理等の研修を実施し、資質の向上を図る。 また、経営体への新作物や新技術の普及並びに経営指標に基づいた経営改善等、きめ細かな高度な営農指導を展開する。 カ　新たな担い手の確保・育成に係わる支援 農業後継者や新規就農者に対し、就農の促進と定着化を図るための支援体制を確立するとともに、就農しやすい環境の整備を推進する。 また、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための支援事業を活用する。 （ア）農業後継者の育成 農業を持続するため、農業後継者に対し、研修や情報交換会を開催し、育成する。 （イ）新規就農者の育成 新たな担い手を確保・育成するため、新規就農者に対し、研修や営農指導等により、育成する。 キ　その他の支援 （ア）都市と農村の交流促進 農村地域の活性化のため、都市住民との交流の場として地域資源の積極的な		

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
活用を図り、農村の魅力を発信するとともに、市民農園や体験農園、観光農園などのふれあう機会を通じ、都市と農村の交流を促進する。 （イ）快適な農村環境の整備 農業用排水の水質保全と農村環境の改善を図るため、１０地区の農業集落排水施設整備が完了したため、今後は、施設の適正な維持管理に努める。 また、農村地域における自然環境に配慮し、農業水利施設の機能を維持することで、豊かでうるおいのある快適な農村環境の確保に努める。 3　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標 （１）新規就農の現状 千葉市の平成２５年度の新規就農者（新規参入者）は７人であり、過去５年間もほぼ横ばいに推移しており、千葉市民の食を守り、元気で持続可能な都市農業をめざし、今後も、将来にわたって本市農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。 （２）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標 （１）の状況を踏まえ、千葉市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。 ア　確保・育成すべき人数の目標 国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間１万人から２万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた、新規就農者数を年間４５０人確保するという新たに農業を営もうとする青年等の確保目標を踏まえ、千葉市においては年間１０人の新規就農者（新規参入）の確保を目標とする。 また、現在の雇用就農の受け皿となりうる法人を５年間で１３法人増加させる。 イ　新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する	3　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標 （１）新規就農の現状 ２０２０年農林業センサスの結果によれば、本市の農業経営体数は減少に歯止めがかからず、また、基幹的農業従事者についても高齢化が進行している状況である。そのため、農業の持続性を高め、１００年先の未来に農業と食をつなぐためには、将来にわたって、４０代以下の青年農業経営者等を安定的かつ計画的に確保・育成していく必要がある。 （２）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標 （１）の状況を踏まえ、本　市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。 ア　確保・育成すべき人数の目標 千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた、新規就農者数を年間４５０人確保するという新たに農業を営もうとする青年等の確保目標を踏まえ、千葉市においては年間１３人の新規就農者（新規参入）の確保を目標とする。 イ　新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
数値目標 他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得を目標とする。 ◎年間農業所得　・・・・・１経営体当たり２５０万円程度 ◎年間労働時間　・・・・・　主たる農業従事者１人当たり１,８００～２,０００時間 （３）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた取組 上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保･育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、研修の実施、営農計画に対する助言、技術指導、農地のあっせん等、円滑に就農できるよう支援する。 それぞれの事業の実施にあたっては、農業委員会、農地中間管理機構、農業事務所、農業協同組合等と協力し、地域の総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へ誘導していく。 4　優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向 （１）優良農地を確保するための基本的な方向 千葉市の農業振興地域は市域の約５０％を占めており、食料の安定供給や、多面的機能の発揮の面からも貴重な財産であるため、農地関係法令に基づく適正な管理や、農業生産基盤の整備、農地の集積と作付拡大による農地利用の向上とともに、耕作放棄地の解消に向けた対策により優良農地の確保と有効利用を推進する。 （２）土地基盤整備の基本的な方向 本市農業は畑作中心であり、畑作については大部分の生産基盤が未整備であるため、地域の特性に応じた営農計画に沿って、基盤整備を推進する。 また、水田については、土地改良事業による基盤整備が終了しているものの、老	数値目標 他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得を目標とする。 ◎年間農業所得　・・・・・主たる従事者１人当たり２７０万円程度 ◎年間労働時間　・・・・・　主たる　　従事者１人当たり１,８００～２,０００時間程度 （注）「主たる従事者」：農業経営において主体的な役割を担う者 （例）法人経営における経営者・役員等、家族経営における世帯主 （３）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた取組 上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保･育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、研修の実施、営農計画に対する助言、技術指導、農地のあっせん等、円滑に就農できるよう支援する。 それぞれの事業の実施にあたっては、農業委員会、農地中間管理機構、農業事務所、農業協同組合等と協力し、地域の総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へ誘導していく。 4　優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向 （１）優良農地を確保するための基本的な方向 千葉市の農業振興地域は市域の約５０％を占めており、食料の安定供給や、多面的機能の発揮の面からも貴重な財産であるため、農地関係法令に基づく適正な管理や、農業生産基盤の整備、農地の集積と作付拡大による農地利用の向上とともに、荒廃農地　の解消に向けた対策により優良農地の確保と有効利用を推進する。 （２）土地基盤整備の基本的な方向	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
朽化しており、今後は当該施設の保全と維持管理に努める。 さらに、北総中央用水等を活用したかんがい施設の充実や農道の整備を推進する。	大型農業機械の導入や農作物の搬出等を効率化するため、農道の舗装整備を推進し、また、排水路管理作業の軽減や降雨時の溢水を軽減するため、水路のコンクリート構造化を推進する。さらに、北総中央用水等を活用する地域の拡大を推進する。	
5　効率的かつ安定的な農業経営体・兼業農家・高齢農家等の役割分担の誘導方向 専兼別農家数を見ると専業農家と兼業農家の比率は、1：3の割合で、兼業農家のなかでも第2種兼業農家の割合が大きく上回っている。また農業従事者の高齢化と農業後継者不足により今後高齢農家の割合の増加が予測される。 そこで地域特産作目や少量多品目経営の担い手として、高齢者・女性の参画等農業経営の育成を推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営体の補助的な労働力としての役割等、農業経営体と兼業農家・高齢農家との間の密接な連携協力が必要である。このため、地域の組織経営体等への参加や地域の活性化などを通じて、役割分担を明確にする。 なお、主な推進事項は次のとおりである。 （1）兼業農家の役割 兼業農家は全体の約8割を占めており、このうち規模縮小を希望する兼業農家の農地利用や農作業の委託が、農作業受託する組織経営体に集積するよう推進する。また週休2日制等休日の増加による地域内の労働力を、地域農業の担い手として育成し、労働力の確保と経営の安定を図る。 今後とも継続的に営農する兼業農家については、作物の見直し等による栽培体系の確立と農業機械の整備による労働力の軽減により安定生産を進め、直売など新たな販路を開拓し、経営の向上を図る。 （2）高齢農家の役割 農業従事者の高齢化が進む一方農業後継者が不足しており、今後ますます高齢農家の割合が増加するものと予測される。 そこで、高齢者は農業生産活動や社会活動を通じて、長年の経験による知識・技術を有しており、農業技術や農業体験学習の指導など期待される役割は大きく、これらの能力を	＜削除＞	第4に統合・整理

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
十分に発揮できるよう環境の整備を推進する。 （３）農村女性の地位の向上 農村における女性の農業経営・地域社会への参画を促進し、農村女性が持てる能力を十分発揮するとともに、経済的自立を図ることができる条件を整備するため、地域社会の意識啓発と家族経営協定の締結を促進する。 （４）地域の活性化への役割 高齢者・農村女性については、農業経営への積極的な参画を促し、農業生産の担い手としてだけでなく、地域文化の伝承や都市住民との交流等地域づくりの重要な担い手として、地域の活性化を図る。 ６　効率的かつ安定的な農業経営体育成の推進体制 千葉市は、農業経営改善支援センターにおいて、関係機関及び農業団体の協力を得て農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は、今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化など、農業経営の改善について指導及び研修会等を行う。 なお、農業経営改善計画の期間の了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。 第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 第１で示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、千葉市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。 ＜＜別紙のとおり＞＞ 第３　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 第１で示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に千葉市で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。	＜削除＞	第４に統合・整理

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
＜＜別紙のとおり＞＞		
第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 第１で示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、千葉市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。	第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 第１で示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、千葉市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。	
第３　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 第１で示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に千葉市で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。	第３　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 第１で示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に千葉市で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。	
＜新設＞	第４　農業を担う者の確保及び育成に関する事項 １　農業を担う者の確保及び育成の考え方 （１）確保及び育成する農業を担う者の対象の考え方 本市農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、千葉県農業者総合支援センター、県農業事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。 また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
	さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入や、ヘルパー制度への支援、農業労働力の確保支援等に取り組む。 加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、研修の実施等の支援を行う。 （２）支援施策の方向性 ア　農地の流動化に係わる支援 新たに本市に参入する農業法人や規模拡大を目指す農業者等が円滑に優良な農地を確保し、効率的な経営を行うことができるよう、農地中間管理事業や農地銀行制度の活用により、農地利用のマッチングを図るとともに、地域計画において、これらの者を地域の中心となる担い手と位置付けることにより、農地の集積を促進する。 イ　農作業受委託の推進 農地の有効利用を促進するため、地域営農集団・受託者組織の育成を推進し、安定的な収入の確保及び地域経済の活性化・地域農業後継者の確保を図る。 また、ライスセンターの強化による農作業受託を推進するため、千葉市米麦管理組合連絡会議を通じて、指導、育成等、連絡調整を行う。 ウ　資金融資に係わる支援 農業制度資金の効率的活用を推進し、経営改善の支援を図るため、農業協同組合等民間金融機関の融資する資金により施設等の整備を行う際に、農業者の負担を軽減するため利子補給を実施する。 エ　雇用労働力の確保に係わる支援 規模拡大や新規参入等に伴い労働者を新たに雇用する農業者に対し、人材募集に係る費用の支援を行う。	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
	オ　農業経営体間の連携に係わる支援 都市化の進展に伴う地域住民との係わりを良好に保ち、農業経営を継続するためには、家畜糞尿の適正な管理と利用を促進する必要がある。これらを踏まえ、畜産農家が個々に整備した施設から生産される堆肥の有効利用を推進するため、耕種農家に対し家畜堆肥の情報を提供する。 カ　農業経営体の資質の向上に係わる支援 地域の中心的な経営体を育成するため、関係機関との連携により、経営技術、販売・加工などをテーマとする講座を開催し、資質の向上を図る。 また、農業経営改善支援センターにおいて、関係機関及び農業団体の協力を得て農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は、今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化など、農業経営の改善について指導及び研修会等を行う。 なお、農業経営改善計画の期間の了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。 キ　新たな担い手の確保・育成に係わる支援 農業後継者や新規就農者に対し、就農の促進と定着化を図るための支援体制を確立するとともに、就農しやすい環境の整備を推進する。 また、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための支援事業を活用する。 （ア）農業後継者の育成 農業を持続するため、農業後継者に対し、研修を行い、育成する。 （イ）新規就農者の育成 新たな担い手を確保・育成するため、新規就農者に対し、研修や営農指導等を行う。 ク　その他の支援 （ア）都市と農村の交流促進	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
	都市部と農村部の交流を促進し、地域の農業振興と活性化を図るため都市住民との交流の場として地域資源を積極的に活用して地域の魅力を発信するとともに、市民農園や体験農園、観光農園などの農を知る・学ぶ機会や農業を体験する機会を通じ、都市住民の農業への理解醸成を促進する。 （イ）快適な農村環境の整備 農村地域における自然環境に配慮し、親水施設の機能を維持することで、豊かでうるおいのある快適な農村環境の確保に努める。 2　市町村内の関係機関との役割分担・連携の考え方 本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。 就農に向けた情報提供及び就農相談については、青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については千葉県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、県農業事務所、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。 3　市町村が主体的に行う就農等促進のための取組 本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等の情報提供、資金調達のサポートを行う。 また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。 これらのサポートは、本市が主体となって、就農準備会、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携して実施する。	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
	さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。 本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等、国や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。 4　就農等希望者の受入から定着に向けたサポートの考え方・取組 本市は、県農業事務所及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び千葉県農業者総合支援センターへ情報提供する。 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を把握するよう努め、市域内において後継者がいない場合は、県及び千葉県農業者総合支援センター等の関係機関へ情報提供するとともに、関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。	
第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 １　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 上記第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。 ○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 １　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 上記第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。 ○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など

地　域	予想農用地面積（A）	利用集積の目標面積（B）	目標シェア（B/A×100）	利用権設定等面積
千葉市	３，７９０ｈａ	１，５５４ｈａ	４１％	１，０５０ｈａ

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地利用集積円滑化事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

（注）1　「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を３作業以上実施している農作業受託面積を含む。）面積のシェアの目標である。

（注）２　目標年次は概ね１０年後とする。

（注）３　利用権設定等面積には、農地中間管理機構から借り受けた面積も含む。

２　その他農用地の利用関係の改善に関する事項

（１）農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

千葉市における農用地の利用状況は、水田については利用集積が進んでいるものの、畑については依然として分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

（２）今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成を図るとともに、意欲ある認定農業者、法人への農地の利用集積を推進するための施策・事業の実施を図っていく。

地　域	予想農用地面積（A）	利用集積の目標面積（B）	目標シェア（B/A×100）
千葉市	３，３００ｈａ	９２７ｈａ	２８％

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

（注）1　「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を３作業以上実施している農作業受託面積を含む。）面積のシェアの目標である。

（注）２　目標年次は概ね１０年後とする。

２　その他農用地の利用関係の改善に関する事項

（１）農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本　市における農用地の利用状況は、水田については利用集積が進んでいるものの、畑については依然として分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

（２）今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成を図るとともに、意欲ある認定農業者、法人への農地の利用集積を促進するための施策・事業の実施を図っていく。

（３）具体的な取組の内容

新たに本市に参入する農業法人や規模拡大を目指す農業者等が円滑に優良な農地を確保し、効率的な経営を行うことができるよう、農地中間管理事業や農地銀行制度の活用により、農地利用のマッチングを図るとともに、地域計画において、これらの者を地

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
	域の中心となる担い手と位置付けることにより、農地の集積を促進する。	
（３）関係団体等との連携体制 千葉市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。	（４）関係団体等との連携体制 本　市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、 農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。	
第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項	第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項	法改正による記載事項の変更
	１　第１８条第１項の協議の場の設置の方法、第１８条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項 協議の場の開催に際しては、可能な限り幅広い農業者の参画を図るものとする。 参加者は、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うものとする。 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定するものとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図るものとする。 また、地域計画の策定に際しては、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地 改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施するものとする。	
千葉市は、千葉県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第４「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、千葉市農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。	＜削除＞	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
千葉市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。 ①　利用権設定等促進事業 ②　農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業 ③　農用地利用改善事業の実施を促進する事業 ④　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業 ⑤　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業 ⑥　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 ⑦　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項 これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。 ア　若葉・緑区においては、今後、県営畑地帯総合土地改良事業が計画されており、高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。 イ　若葉・緑区においては、特に、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化することによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。さらに、千葉市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に活用できるよう指導、助言を行う。 以下、各個別事業ごとに述べる。 1　利用権設定等促進事業に関する事項 （1）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 ①　耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第３項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。		

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
ア　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。 （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。 （エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。 （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。 イ　混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。 ウ　農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。 ②　農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）		

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。 ③　農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第１０条第２項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第１１条の３１第１項第１号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構、法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成１４年法律第１２７号）附則第６条第１項第２号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは法第７条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。 ④　賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第１８条第２項第６号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。 ア　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 イ　千葉市への確約書の提出や千葉市との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ウ　その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。 ⑤　農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第２条第３項第２号チに掲げる		

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。 ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行いかつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。 ⑥　①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。 （２）利用権の設定等の内容 利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。 （３）開発を伴う場合の措置 ①　千葉市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第７号に定める様式による開発事業計画を提出させる。 ②　千葉市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。 ア　当該開発事業の実施が確実であること。 イ　当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。		

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
ウ　当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。 （４）農用地利用集積計画の策定時期 ①　千葉市は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。 ②　千葉市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の３０日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。 （５）要請及び申出 ①　千葉市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、千葉市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。 ②　千葉市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５２条第１項又は第８９条の２第１項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。 ③　農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。		

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
④　千葉市の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。 ⑤　②から④に定める申出を行う場合において、（４）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の９０日前までに申し出るものとする。 （６）農用地利用集積計画の作成 ①　千葉市は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。 ②　千葉市は、（５）の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。 ③　①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、千葉市は、農用地利用集積計画を定めることができる。 ④　千葉市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。 （７）農用地利用集積計画の内容 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 なお、⑥のウに掲げる事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能		

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
力があるかについて確認して定めるものとする。 ①　利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所 ②　①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用賃借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 ③　①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所 ④　①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係⑤　①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の　移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係 ⑤　①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係 ⑥　①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項 ア　その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件 イ　その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号、以下、「規則」という。）第１６条の２各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその		

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨 ウ　その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項 （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者 （イ）原状回復の費用の負担者 （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め （オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め ⑦　①に規定する者の農業経営の状況 （８）同　意 千葉市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得られていれば足りるものとする。 （９）公　告 千葉市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を千葉市の掲示板への掲示により公告する。 （10）公告の効果 千葉市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転す		

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
るものとする。 （11）利用権の設定等を受けた者の責務 利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。 （12）紛争の処理 千葉市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。 （13）農用地利用集積計画の取消し等 ①　千葉市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。 ア　その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。 イ　その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。 ウ　その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 ②　千葉市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。 ア　（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利		

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が法第１８条第２項第６号の規定に基づき賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。なお、「農用地を適正に利用していない」とは次に掲げる場合等をいう。 （ア）農地法第４条第１項又は同法第５条第１項の規定に違反して賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地を農用地以外のものにしている場合 （イ）賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地を同法第３２条第１項第１号に該当するものにしている場合 イ　①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。 ③　千葉市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を千葉市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。 ④　千葉市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。 ⑤　千葉市農業委員会は、法第１８条第２項第６号の規定に基づき賃借権等が解除された場合又は②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業の実施、農地利用集積円滑化事業の実施等）の働きかけ等を行う。 ２　農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項 （１）千葉市は、千葉市の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。 （２）千葉市、農業委員会、農業協同組合及び土地改良区等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力を行うも		

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
のとする。 3　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 （1）農用地利用改善事業の実施の促進 千葉市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。 （2）区域の基準 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。 （3）農用地利用改善事業の内容 農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び、農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。 （4）農用地利用規程の内容 ①　農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 ア　農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項 イ　農用地利用改善事業の実施区域 ウ　作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項 エ　認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項 オ　認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 カ　その他必要な事項	2　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 （1）農用地利用改善事業の実施の促進 本　市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。 （2）区域の基準 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。 （3）農用地利用改善事業の内容 農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び、農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。 （4）農用地利用規程の内容 ①　農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 ア　農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項 イ　農用地利用改善事業の実施区域 ウ　作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項 エ　認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項 オ　認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 カ　その他必要な事項	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
②　農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。 （５）農用地利用規程の認定 ①　（２）に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第４号の認定申請書を千葉市に提出して、農用地利用規程について千葉市の認定を受けることができる。 ②　千葉市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をする。 ア　農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。 イ　農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 ウ　（４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。 エ　農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。 ③　千葉市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を千葉市の掲示板への提示により公告する。 ④　①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。 （６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規定の認定 ①　（５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用	②　農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。 （５）農用地利用規程の認定 ①　（２）に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第４号の認定申請書を千葉市に提出して、農用地利用規程について千葉市の認定を受けることができる。 ②　千葉市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をする。 ア　農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。 イ　農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 ウ　（４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。 エ　農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。 ③　千葉市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を千葉市の掲示場への提示により公告する。 ④　①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。 （６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規定の認定 ①　（５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和５５年政令第２１９号)第５条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。	該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和５５年政令第２１９号）第５条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。	
②　①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。 ア　特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所 イ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標 ウ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項	②　①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。 ア　特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所 イ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標 ウ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項	
③　千葉市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。 ア　②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。 イ　申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。	③　千葉市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。 ア　②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。 イ　申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。	
④　②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。	④　②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は　認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
（７）農用地利用改善団体の勧奨等 ①　（５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。 ②　①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。 ③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。	（７）農用地利用改善団体の勧奨等 ①　（５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。 ②　①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。 ③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。	
（８）農用地利用改善事業の指導、援助 ①　千葉市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。 ②　千葉市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業事務所、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。	（８）農用地利用改善事業の指導、援助 ①　千葉市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。 ②　千葉市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者　が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、県農業事務所、農業協同組合、農地中間管理機構　　等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
4　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 （１）農作業の受委託の促進 千葉市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。 ①　農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進 ②　効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成 ③　農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発 ④　農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化 ⑤　地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進 ⑥　農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定 （２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等 農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。	3　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 （１）農作業の受委託の促進 千葉市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。 ①　農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進 ②　効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成 ③　農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発 ④　農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化 ⑤　地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進 ⑥　農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定 （２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等 農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。	
5　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 千葉市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよ	＜削除＞	第４に統合・整理

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
うに相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体（農地売買等事業並びに研修等事業を実施している者に限る。）の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。 　また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、農業版ハローワーク事業を実施する。		
6　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 （1）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 　千葉市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。	4　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 （1）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 　本　市は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。	
ア　千葉市は、若葉・緑区に北総中央用水土地改良事業により国営かんがい排水事業（昭和６３年度～）県営畑地帯総合整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、区画整理・暗渠排水やかんがい施設等の条件整備を図る。	ア　本　市は、強い農業づくり総合支援交付金等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。	
イ　千葉市は、強い農業づくり交付金等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。	イ　本　市は、農業経営基盤強化資金等、制度資金の有効的な活用により、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。	
ウ　千葉市は、農業集落排水事業を実施し、農村生活環境の整備に努めてきたが、今後も適切な施設の維持管理を行う。	ウ　本　市は、農業経営の安定化を図るため、国営北総中央用水土地改良事業の用水を利用することで、安定的な水源の確保と地下水からの水源転換を行うとともに、利用地域の拡大を推進する。	
エ　千葉市は、農業経営基盤強化資金等、制度資金の有効的な活用により、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。		
オ　千葉市は、都市住民との交流を推進するため、いずみグリーンビレッジ事業により、　　農業　　・農村の活性化を図る。	エ　本　市は、都市住民との交流を促進するため、いずみグリーンビレッジ事業等により、地域の農業振興と　　活性化を図る。	
カ　千葉市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。	オ　本　市は、地域の農業　振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。	

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
（２）推進体制等 ①　事業推進体制等 千葉市は、農業委員会、農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後１０年にわたり、第１、第３で掲げた目標や第２の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。 また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。 ②　農業委員会等の協力 農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、千葉市は、このような協力の推進に配慮する。	（２）推進体制等 ①　事業推進体制等 本　市は、農業委員会、県農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後１０年にわたり、第１、第３で掲げた目標や第２の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。 また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。 ②　農業委員会等の協力 農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、千葉市は、このような協力の推進に配慮する。	
7　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項 第１の３（２）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。 （１）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた取組 ア　受入環境の整備 就農相談窓口を設置し随時相談を受付け、青年農業者等育成センターや、農業委員会、農業事務所、農業協同組合等と連携しながら、就農に向けた情報（研修・農地等）の提供や、営農計画に対する助言を行う。 イ　中長期的な取組 生徒・学生等が農業に興味を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。市民農園・観光農園の整備や生産者による出張授業の実施により農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。また、農業大学校等へ研修情報の提	＜削除＞	第４に統合・整理

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
供を行う。 （２）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組 ア　農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援 千葉市が主体となって、農業委員会、農業事務所、農業協同組合等と連携・協力し、研修や営農指導の時期・内容など、就農前後のフォローアップの状況等を把握・共有し、支援を効率的かつ適切に行う。 イ　就農初期段階の地域全体でのサポート 新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために、千葉市指導農業士・農業士会との交流の機会を設ける。 ウ　経営力の向上に向けた支援 巡回指導の実施のほか、経営改善のための講習会の開催や、他団体が実施する簿記の講習会等への参加機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。 エ　青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導 青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。 （３）関係機関等の役割分担 就農に向けた情報提供及び就農相談については、青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については千葉県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、農業事務所、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。		

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
第６　農地利用集積円滑化事業に関する事項 １　農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項 千葉市においては、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。 また、今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。 農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の確保・育成、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手に関する情報や、農地の利用に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たす者が実施するものとする。 ２　農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 千葉市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は千葉市の農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第６条第１項の規定による農業振興地域をいう。）の区域内とする。 ただし、市街化区域（都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７条第１項の市街化区域と定められた区域で同法第２３条第１項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。 ３　その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項 （１）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容 農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。 ①　農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項 ア　農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項(当該委任に係る農用地等の	＜削除＞	事業廃止により削除

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
保全のための管理に関する事項を含む） イ　その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項 ②　農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項 ア　農用地等の買入れ及び借受けに関する事項 イ　農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項 ウ　農用地等の管理に関する事項 エ　その他農地売買等事業の実施方法に関する事項 ③　研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項 ④　事業実施地域に関する事項 ⑤　事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに、都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項 ⑥　その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項 （２）農地利用集積円滑化事業規程の承認 ①　法第４条第３項各号に掲げる者（市町村を除く）は、２に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第１２条の１０に基づき、千葉市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、千葉市から承認を得るものとする。 ②　千葉市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。 ア　基本構想に適合するものであること。 イ　事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 ウ　認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。 エ　次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。		

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
（ア）農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。 （イ）農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。 （ウ）農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。 （エ）（ア）から（ウ）に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。 （オ）農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、千葉県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。 （カ）農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第１０条第２号イからニまでに掲げるものであること。 （キ）規則第１０条第２号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。 ③　千葉市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。 ④　千葉市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を千葉市の公報等への記載により公告する。 ⑤　①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。 ⑥　①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用す		

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
る。 （３）農地利用集積円滑化事業規程の取消し等 ①　千葉市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。 ②　千葉市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。 ③　千葉市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（２）の①の規定による承認を取消すことができる。 ア　農地利用集積円滑化団体が法第４条第３項第１号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第２号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。 イ　農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 ウ　農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。 ④　千葉市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を千葉市の公報等への記載により公告する。 （４）千葉市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合の手続き 千葉市が農地利用集積円滑化事業を実施する団体となる場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。 ①　千葉市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、２に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。 ②　千葉市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、千葉市は、当該農地利用集積円滑化事業規程を２週間公衆の縦覧に供するものとす		

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
る。この場合、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。 ③　①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、（２）の②に掲げる要件に該当するものとする。 ④　千葉市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。 ⑤　千葉市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を千葉市の公報等への記載により公告する。 ⑥　④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。 （５）農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方 認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。 （６）　農地所有者代理事業における委任・代理の考え方 ①　農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。 ②　農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱参考様式５を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。 ③　前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。 ア　農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。 イ　所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及		

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。 ウ　受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。 ④　農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。 この場合の「正当な理由」とは、委任の申込みのあった土地が、例えば、次のような場合であること。 ア　その土地の農業上の利用を図るためには相当のコストを要する等周辺の農用地等に比して農用地等としての機能が著しく低下している場合 イ　その土地の土壌が汚染されている等農用地等としての利用に適さないものである場合 ウ　その土地の所有権につき争いがある場合 ⑤　農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。 この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。 （７）農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準 ①　農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。 ②　農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等		

現　行	変更後	根拠／変更経緯など
の借賃については、農地法第５２条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。 （８）研修等事業の実施に当たっての留意事項 ①　農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。 ②　研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね５年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。 ③　研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業事務所、千葉県農業大学校、千葉県農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。 （９）他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項 農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業事務所等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。		
第７　その他 この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。 附則 １　この基本構想は、平成２６年９月３０日から施行する。 別紙１（第５の１（１）⑥関係）　＜＜別紙参照＞＞ 別紙２（第５の１（２）関係）　＜＜別紙参照＞＞ 別紙３（第５の１（１）④関係）　＜＜別紙参照＞＞	第７　その他 この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。 附則 １　この基本構想は、令和　５年　月　　日から施行する。 ＜削除＞ ＜削除＞ ＜削除＞	事業廃止により削除